

議案第 7 1 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 2 条第 2 項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第 6 2 条の 2 の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 1 9 3 条第 1 項に規定する指定看護小規模多

機能型居宅介護事業者をいう。）」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を加え、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項）の次に「又は第193条第1項」を加え、「同項」を「指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項」に、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条第1項」の次に「又は第193条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

第62条の2第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条」の次に「又は第193条」を加える。

第74条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護師 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

第77条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第79条中「第37条まで、第39条から」を削り、「、第53条」を「及び第53条」に改め、「及び第71条」及び「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第71条」と」を削り、「第71条第6号」を「第38条第6号」に改め、「、第71条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供す

る地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第 8 1 条の次に次の 1 条を加える。

(利用定員)

第 8 1 条の 2 基準該当指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を 10 人以上とする。

第 8 2 条中「第 3 7 条まで、第 3 9 条から」、「第 7 1 条」、「第 7 7 条」及び「第 1 3 条第 1 項中「第 3 8 条」とあるのは「第 8 2 条において準用する第 7 1 条」と」を削り、「第 7 1 条第 6 号」を「第 3 8 条第 6 号」に改め、「第 7 1 条第 6 号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第 9 1 条第 1 項中「から第 3 項まで」を「第 2 項及び第 4 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第 7 4 条第 4 項」を「第 7 4 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、要件を満たした指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなすこと、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等を定めること等のため、この条例を制定するものである。